令和３年度　事業計画

我が国は、少子高齢化の長期化による人口減少過程に入っており、令和 7 年には団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となるなど、生産年齢人口の減少と高齢化が同時に進んでいます。令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の拡大が世界中に広まり、経済や生活様式が大きく変換し、未だ終息の兆しが見えない状況となっています。

このような社会状況の中、シルバー人材センターは国の方針でもある、働き方改革の実施や、一億総活躍社会の実現の一翼を担うとともに、女性や高齢者の活躍の場を広め、地域社会のニーズに応えられるよう取り組んでいく必要があります。そのためには、会員拡大が重要な課題であり、全国シルバー人材センター事業協会も令和 6 年度までを計画期間とする、新たな会員拡大計画「第 2 次会員 100 万人達成計画」を策定しており、会員拡大を重点的に推進しているところです。

本年度、当センターにおいても会員拡大を重要な柱とし積極的に取り組んでまいります。特に、女性会員拡大と退会会員の抑制に努め、入会説明会においても、従来の枠組みにとらわれず発想の転換、工夫を凝らし「Web 入会チャンネル」や「Web 受注チャンネル」の導入など、デジタル活用や広報活動の強化、会員による知人への声かけの強化など改善工夫し会員拡大に取り組みます。

また、公益法人としての自覚と役割、健全で安定した事業の推進、財政基盤の確保及び高齢者の方々が長年培った知識や経験を活かし地域社会に貢献できるように努め、会員・役職員一同が同じ理念のもと、シルバー人材センターが魅力ある組織となり、地域社会の期待と責任に応えられるよう事業推進に取り組んでまいります。

【基本方針】

「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づき、法人関係者が一体となって、高齢者に適した就業機会の拡大に努め、地域社会に貢献します。

【事業実施計画】

１．普及啓発活動の推進

シルバー事業の意義や仕組みを広く正しく地域社会に理解していただくため、センター広報紙「シルバーいばら」を年 2 回発行するとともに、ホームページの充実、イベント時でのチラシの配布、ケーブルテレビ等のメディアを活用し、センターの情報発信を積極的に行います。

シルバー人材センターのイメージアップと女性会員の入会促進のため、新たに作成された、女性活躍促進に向けたシンボルマークである「シルボンヌマーク」、シルバー

人材センターのゆるキャラ「チエブクロー」、愛称「生き活きセンター」を活用しながらイメージアップを図るとともに普及啓発活動を行います。

① シルバーホームページの充実、随時更新と定期的な情報発信
② 井原市の特産であるデニムを使用したユニホーム等でのＰＲ
③ 新聞紙上でのお知らせ等
④ 公共交通機関等を活用したＰＲの実施
⑤ 各種イベントへの参加やボランティア活動等の実施による周知及び広報活動
・10 月を「シルバー人材センター事業普及啓発月間」として普及活動を展開
・ボランティア活動等に取り組むなど知名度の向上に努める
⑥ ケーブルテレビを活用した情報発信とＰＲ
⑦ 事務局通信を活用した会員への情報発信

２．会員の拡大と組織活動の充実

（１）定例入会説明会を毎月 2 回実施するとともに、女性限定入会説明会の実施や入会希望者に対してその都度、説明会の場を設け随時対応します。

デジタル活用による、「Web 入会チャンネル」を活用し、入会希望者の利便性を考慮するとともに、入会説明会の効率化や面接会の簡素化を図り、即日就業相談を行うなど、入会希望者の負担軽減を図り、一人でも多くの会員確保と就業機会の確保に努めます。

ボランティア団体や福祉関係団体等と情報交換を行いながら、当該団体からの紹介による入会希望者の確保と機会の増大を図るとともに、会員による知人への声かけの強化等、新規会員の入会を積極的に行います。

退会会員の抑制、女性会員の入会及び夫婦での入会を促進するため、会員会費規程の見直し、地区活動の側面的支援を図ります。

（２）「りぼんの会」の編成を見直し、従来の「女性の会」の枠を外し、男性会員も含めた交流会、研修会等の活動を通じて会員同士の繋がりと理解を深め会員拡大を図りながら、魅力あるセンター作りに努めます。

「りぼんの会」の積極的な活動を推進するため、先進地のセンターへの視察・研修等を実施し、会員の意識向上を図り活発な活動を推進します。

シルバーの与一寿しの普及、バーバキッチンのお弁当作り、会員によるうどんや蕎麦打ち（しんごちゃんうどん）を行い、センター調理室の活用を図るとともに野菜作りを通じた地域とのふれあい等、積極的に推進します。

ソーイング（グループ名：華詩魔糸レディ）が作成しているマスク、エコバック等の小物品、着物や古着を再利用したリメイク品等、市民の方への周知、販売促進に努めます。

（３）地区組織については、地区役員を中心とした会員相互の自主的な運営による地区活動の活性化を支援し、地区会員相互の交流、意見交換の場の確保に努めます。

新規入会会員に対し情報提供や積極的な声かけを行い、活発な地区組織活動を促進します。

① 地区長会議（年２回、随時）

② 地 区 総 会（年１回４月：事業報告及び事業計画、役員選任等）

③ 地区役員会（年３回以上：地区長会議の報告、地区活動等）

④ 新規会員への積極的な声かけ、ボランティア活動の実施、研修会・交流会の開催等

（４）職群組織については、不足する職種への会員の補充、後継者の育成に努めるとともに、機能強化を図るための技能講習、安全訓練、接遇講習等を実施します。

発注者及び市民のみな様に対し、仕事の完成度、お客様の満足度の向上を少しでも高められるよう意識し、責任を持って作業を完成させ、信頼される職群組織を目指します。

３．就業機会の創出

発注者及び市民のみな様の視点に立ち、地域に根ざした受注拡大に努め、「親切・丁寧・誠実」な就業により「質の高いサービス」の提供に努めます。

デジタル通信による、「Web 受注チャンネル」を活用し、お客様より 365 日 24 時間受注できる体制を整えていきます。

剪定作業等の発注者へのアンケート調査による、お客様からの声やニーズを把握し、満足していただける就業を目指します。

安全・適正な就業を第一に考え、高齢者に相応しい就業機会の創出に取り組みます。

４．安全就業の推進

就業にあたっては「安全は全てに優先する」ことを会員、役職員が自覚しなければなりません。共に助け合いながら働き、仲間をいたわり、安心・安全に就業するために会員相互が情報を共有し、危険防止を図るとともに、就業前のミーティング、事前の安全対策等を行い、ヒヤリ・ハットを自覚、ヒューマン・エラーを無くし「事故０」を目指します。

安全就業の推進に影響を及ぼす原因となる、作業事後の就業報告は、今後も一切受理しないこととし、「会員の就業規則」の遵守の徹底に努め、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の向上と会員の健康管理に努めます。

① 就業前のミーティングの実施

② 安全就業推進員による安全パトロールの実施

③ 安全就業研修会の実施

④ 関係法令厳守の徹底
⑤ 会員の日頃からの健康管理、自主的な健康診断受診の推奨
⑥ 安全就業推進委員会の開催
⑦ 無事故・無違反チャレンジ 200 日への参加
⑧ 就業現場の適正な管理と危険箇所等の確認の徹底
⑨ 事故発生時の迅速適正な対応
⑩ 事故報告書の作成と改善策の徹底
⑪ 感染予防対策の策定

５．適正就業の推進

「請負・委任」での就業において、会員が同一職種で同一場所に年間を通じて就業する場合は、適正就業管理台帳での登録・管理を行い、就業の公正化・適正化を図ります。

未就業会員、就業の交代・変更等、会員の就業相談は随時行い、適正就業に努め、求人情報についても、事務局通信への掲載やホームページ、センター内の掲示板でのお知らせ等、積極的な情報提供を行います。

会員の適正な就業の確保及び取り組みを行うため、また、会員及びお客様の理解を得るために「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を活用し、適正な就業の推進に努めます。

① 就業相談の実施（随時）
② 適正就業調整委員会の開催（定例会：年 2 回、随時）
③ 適正就業管理台帳への登録・管理
④ 事務局通信を活用した求人情報の掲載及び事務所での情報掲示
⑤ インボイス制度導入（令和 5 年 10 月）に伴う制度の周知

６．介護予防・日常生活支援総合事業

井原市が実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」における、第 1 号訪問事業（すまいるサービス）において、シルバー人材センターが地域福祉の担い手として、また、その受け皿となるように努めます。

本事業が 5 年目を迎えるにあたり、会員及び役職員が事業について正しく理解し、関係機関との連携を図りながら利用者に対して満足かつ信頼できるサービスを提供します。

７．労働者派遣事業

会員の多様な働き方と、労働者不足に応じて、高齢者の活用を促すため「請負・委任」では受注できない、企業等での指揮命令による就業又は社員との混在する就業については、「労働者派遣事業」として取り組み、就業機会の確保・拡大を図るとともに、コンプライアンス及び関係法令を遵守します。

８．有料職業紹介事業

雇用による臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業について、「請負・委任」に馴染まない就業については、有料での職業紹介として対応します。

９．デジタル活用の推進

急速に進むデジタル社会に対応するため、スマホ教室等の講習会を開催し、会員に対してＳＮＳの活用を推進します。

「Web 入会チャンネル」や「Web 受注チャンネル」、登録会員や発注者へ、短い文章でメッセージや連絡を行うことができるショートメールサービス「ＳＮＳ送信サービス」、会員向けクラウドサービスの「Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）サービス」を活用し、入会手続きや受注票作成、配分金明細書の作成等、事務処理の効率化・簡素化を図ります。

１０．災害に対する備え

多発的に発生する自然災害等に対して、就業にあたる会員の安全を図るため、消毒液やマスク、作業道具等を一定量備蓄するなど、災害時に対応できるよう備品等の確保・管理を行います。

１１．自主事業等の推進

ごみ減量化を目的としたリサイクル事業（有機くん、ニオワン、チップ堆肥の製造）についてはイベント等でＰＲを行い、事業の拡大や市民のみな様への周知、販売促進に努めます。